

# 川内原子力発電所

## 原子炉施設保安規定変更認可申請について

### 「緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に伴う変更」

2022年 6月 9日  
九州電力株式会社

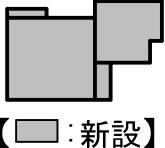
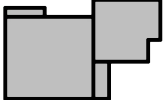
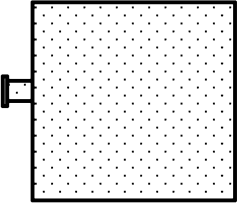
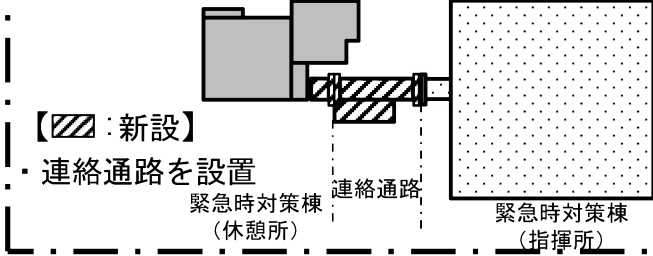
1. 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について
  - (1) 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請の概要について
  - (2) 川内原子力発電所原子炉施設保安規定の変更内容について
2. 審査スケジュールについて

(1) 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請の概要について (1/4)

申請案件

緊急時対策所については段階的に設置工事を進めており、緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所を接続し、一体運用を実施することから、以下の申請案件について、2022年4月11日に保安規定変更認可申請を実施した。

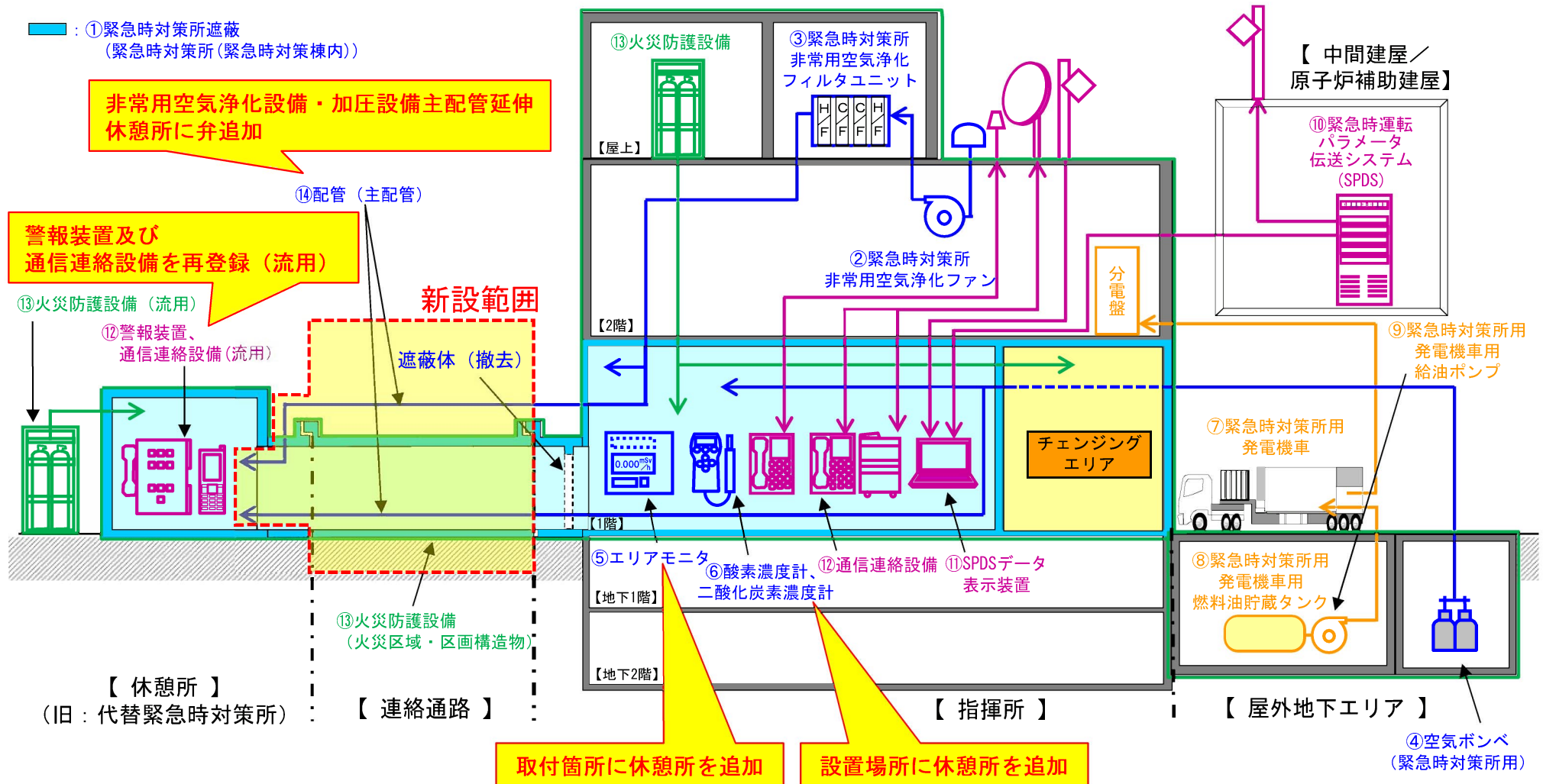
➤ 緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に伴う変更

	新規制基準対応工事	指揮所設置工事	連絡通路接続工事【今回申請】
代替緊急時対策所	 【■：新設】	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所機能を廃止</li> </ul> 	
緊急時対策棟	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所機能を緊急時対策所（指揮所）に移行</li> </ul>  緊急時対策棟（指揮所） 【▤：新設】	<ul style="list-style-type: none"> <li>代替緊急時対策所を休憩所として運用</li> </ul>  【▨：新設】 連絡通路を設置 緊急時対策棟（休憩所） 連絡通路 緊急時対策棟（指揮所） ・一体で緊急時対策棟
説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>代替緊急時対策所を新たに設置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策棟（指揮所）を新たに設置。</li> <li>緊急時対策所機能を代替緊急時対策所から緊急時対策所（指揮所）に移行し、供用を開始する。</li> <li>代替緊急時対策所の機能を廃止。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策棟（指揮所）と代替緊急時対策所を接続する連絡通路を新たに設置。</li> <li>代替緊急時対策所を緊急時対策棟（休憩所）として運用。</li> <li>緊急時対策棟（指揮所）・緊急時対策棟（休憩所）・連絡通路を一体とし緊急時対策棟とする。</li> </ul>

(1) 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請の概要について (2/4)

設備概要

緊急時対策棟の設備概要を以下に示す。連絡通路接続工事に伴い運用が変更となる設備は吹き出しで示す通り。



(1) 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請の概要について (3/4)

運用変更の例

非常用空気浄化設備及び加圧設備については配管の延伸に伴い弁が増設される。本設備の増設により以下の運用変更を社内規定文書に追加する。

【社内規定文書の変更：運転手順の追加】

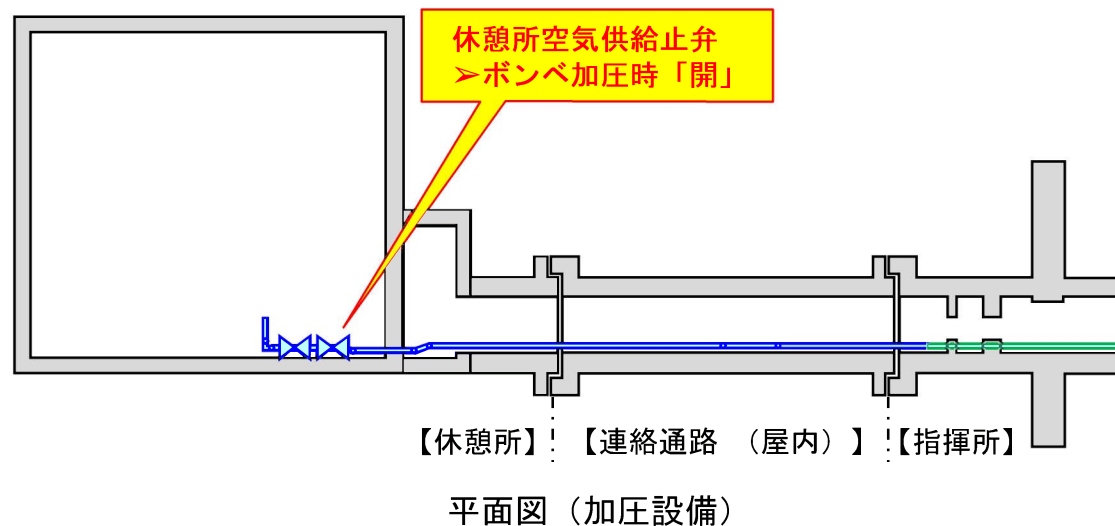
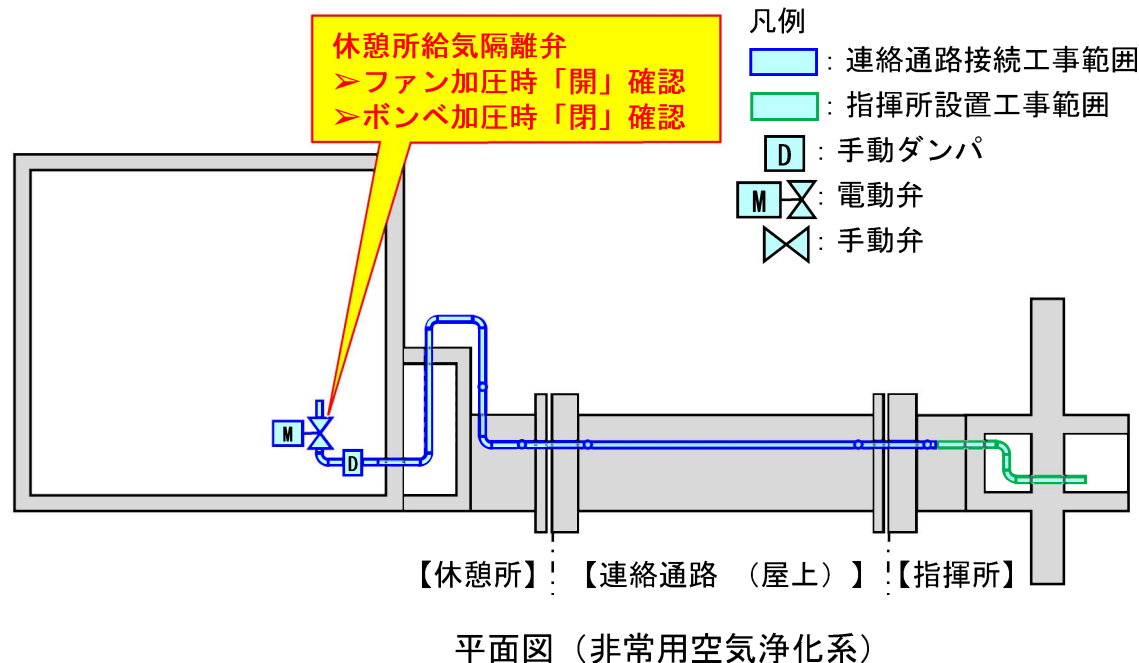
- ファン加圧時
  - 休憩所給気隔離弁「開」確認（遠隔操作）
- ポンベ加圧時
  - 休憩所空気供給止弁「開」（手動操作）
  - 休憩所給気隔離弁「閉」確認（遠隔操作）

【保安規定の変更：建屋名称の変更】

保安規定に記載する手順（※）に変更はないため、保安規定で変更は設備を保有する建屋名称の変更のみである。

- 変更前：緊急時対策所（指揮所）
- 変更後：緊急時対策所（緊急時対策棟内）

※居住性の確保に係る手順等（9ページ参照）



## (1) 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請の概要について (4/4)

## 申請概要

緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に伴う変更について、保安規定変更認可申請を行っており、以下に代表変更箇所を示す。

緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に伴い一部設備の運用が変更となるが、可搬設備の取付場所や手順等の変更については社内規定文書へ反映することとしており、保安規定においては、「緊急時対策所（指揮所）」から「緊急時対策所（緊急時対策棟内）」への名称変更のみである。

## ○緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に伴う変更

緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に伴い関連する条文の変更を行う。

## (変更条文)

- ・ 第83条（重大事故等対処設備）
- ・ 第87条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）
- ・ 添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る  
実施基準
- ・ 添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準

(2) 川内原子力発電所原子炉施設保安規定の変更内容について (1/6)

申請箇所

変更申請箇所の代表例を以下に示す。

・第83条（重大事故等対処設備） 83-19-2 居住性の確保

緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に伴い、非常用空気浄化系設備及び加圧設備の運転手順が変更となるが、保安規定においては、運転上の制限に係る変更はなく建屋名称の変更のみであるため、「緊急時対策所（指揮所）」の名称を「緊急時対策所（緊急時対策棟内）」へ変更する。

<保安規定 第83条>

変更前		変更後																																											
83-19-2 居住性の確保		83-19-2 居住性の確保																																											
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所非常用空気浄化系 緊急時対策所加圧設備 居住性確保設備</td> <td>(1)緊急時対策所非常用空気浄化系1系統<sup>※1</sup>以上が動作可能であること (2)緊急時対策所加圧設備<sup>※2</sup>が使用可能であること (3)酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること (4)緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>通用モード</td> <td>設 備 所要数</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>緊急時対策所非常用空気浄化ファン</td> <td>1台<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット</td> <td>1基<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>空気ポンベ（緊急時対策所用）</td> <td>1,400本以上<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>2個<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>2個<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所エリアモニタ</td> <td>2個<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬型エリアモニタ（加圧判断用）</td> <td>※4</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	緊急時対策所非常用空気浄化系 緊急時対策所加圧設備 居住性確保設備	(1)緊急時対策所非常用空気浄化系1系統 <sup>※1</sup> 以上が動作可能であること (2)緊急時対策所加圧設備 <sup>※2</sup> が使用可能であること (3)酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること (4)緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること	通用モード	設 備 所要数	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	緊急時対策所非常用空気浄化ファン	1台 <sup>※3</sup>	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット	1基 <sup>※3</sup>	空気ポンベ（緊急時対策所用）	1,400本以上 <sup>※3</sup>	酸素濃度計	2個 <sup>※3</sup>	二酸化炭素濃度計	2個 <sup>※3</sup>	緊急時対策所エリアモニタ	2個 <sup>※3</sup>		可搬型エリアモニタ（加圧判断用）	※4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所非常用空気浄化系 緊急時対策所加圧設備 居住性確保設備</td> <td>(1)緊急時対策所非常用空気浄化系1系統<sup>※1</sup>以上が動作可能であること (2)緊急時対策所加圧設備<sup>※2</sup>が使用可能であること (3)酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること (4)緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>通用モード</td> <td>設 備 所要数</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>緊急時対策所非常用空気浄化ファン</td> <td>1台<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット</td> <td>1基<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>空気ポンベ（緊急時対策所用）</td> <td>1,400本以上<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>2個<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>2個<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所エリアモニタ</td> <td>2個<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬型エリアモニタ（加圧判断用）</td> <td>※4</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	緊急時対策所非常用空気浄化系 緊急時対策所加圧設備 居住性確保設備	(1)緊急時対策所非常用空気浄化系1系統 <sup>※1</sup> 以上が動作可能であること (2)緊急時対策所加圧設備 <sup>※2</sup> が使用可能であること (3)酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること (4)緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること	通用モード	設 備 所要数	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	緊急時対策所非常用空気浄化ファン	1台 <sup>※3</sup>	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット	1基 <sup>※3</sup>	空気ポンベ（緊急時対策所用）	1,400本以上 <sup>※3</sup>	酸素濃度計	2個 <sup>※3</sup>	二酸化炭素濃度計	2個 <sup>※3</sup>	緊急時対策所エリアモニタ	2個 <sup>※3</sup>		可搬型エリアモニタ（加圧判断用）	※4
項目	運転上の制限																																												
緊急時対策所非常用空気浄化系 緊急時対策所加圧設備 居住性確保設備	(1)緊急時対策所非常用空気浄化系1系統 <sup>※1</sup> 以上が動作可能であること (2)緊急時対策所加圧設備 <sup>※2</sup> が使用可能であること (3)酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること (4)緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること																																												
通用モード	設 備 所要数																																												
モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	緊急時対策所非常用空気浄化ファン	1台 <sup>※3</sup>																																											
	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット	1基 <sup>※3</sup>																																											
	空気ポンベ（緊急時対策所用）	1,400本以上 <sup>※3</sup>																																											
	酸素濃度計	2個 <sup>※3</sup>																																											
	二酸化炭素濃度計	2個 <sup>※3</sup>																																											
	緊急時対策所エリアモニタ	2個 <sup>※3</sup>																																											
	可搬型エリアモニタ（加圧判断用）	※4																																											
項目	運転上の制限																																												
緊急時対策所非常用空気浄化系 緊急時対策所加圧設備 居住性確保設備	(1)緊急時対策所非常用空気浄化系1系統 <sup>※1</sup> 以上が動作可能であること (2)緊急時対策所加圧設備 <sup>※2</sup> が使用可能であること (3)酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること (4)緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること																																												
通用モード	設 備 所要数																																												
モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	緊急時対策所非常用空気浄化ファン	1台 <sup>※3</sup>																																											
	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット	1基 <sup>※3</sup>																																											
	空気ポンベ（緊急時対策所用）	1,400本以上 <sup>※3</sup>																																											
	酸素濃度計	2個 <sup>※3</sup>																																											
	二酸化炭素濃度計	2個 <sup>※3</sup>																																											
	緊急時対策所エリアモニタ	2個 <sup>※3</sup>																																											
	可搬型エリアモニタ（加圧判断用）	※4																																											
<p>※1：1系統とは、緊急時対策所非常用空気浄化ファン1台及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット1基</p> <p>※2：緊急時対策所加圧設備とは、空気ポンベ（緊急時対策所用）1,400本以上</p> <p>※3：緊急時対策所（<u>指揮所</u>）当たりの合計所要数</p> <p>※4：「83-18-1 監視測定設備」において運転上の制限を定める。</p>	<p>※1：1系統とは、緊急時対策所非常用空気浄化ファン1台及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット1基</p> <p>※2：緊急時対策所加圧設備とは、空気ポンベ（緊急時対策所用）1,400本以上</p> <p>※3：緊急時対策所（<u>緊急時対策棟内</u>）当たりの合計所要数</p> <p>※4：「83-18-1 監視測定設備」において運転上の制限を定める。</p>																																												

## (2) 川内原子力発電所原子炉施設保安規定の変更内容について (2/6)

### 申請箇所

変更申請箇所の代表例を以下に示す。

・ **第87条（予防保全を目的とした点検・ 保守を実施する場合）**

緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に伴い、保安規定に記載する電源系を構成する共通系統に変更はなく、建屋名称の変更のみであるため、「緊急時対策所（指揮所）」の名称を「緊急時対策所（緊急時対策棟内）」へ変更する。

### <保安規定 第87条>

#### 変更前

表 87-1（続き）

関連条文	点検対象設備	第 87 条適用時期	点検時の措置	実施頻度
第 83 条 (83-19-1)	・ 緊急時対策所用発電機車による電源系を構成する共通系統	モード 1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・ 緊急時対策所（ <b>指揮所</b> ）の立上げに影響を与えないように、点検対象設備を確実に復旧できるよう、体制及び手順を整備する。	点検前 <sup>※3</sup>

※3：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から 24 時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。

#### 変更後

表 87-1（続き）

関連条文	点検対象設備	第 87 条適用時期	点検時の措置	実施頻度
第 83 条 (83-19-1)	・ 緊急時対策所用発電機車による電源系を構成する共通系統	モード 1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・ 緊急時対策所（ <b>緊急時対策棟内</b> ）の立上げに影響を与えないように、点検対象設備を確実に復旧できるよう、体制及び手順を整備する。	点検前 <sup>※3</sup>

※3：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から 24 時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。



(2) 川内原子力発電所原子炉施設保安規定の変更内容について (3/6)

申請箇所

変更申請箇所の代表例を以下に示す。

・添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準

緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に伴い、非常用空気浄化系設備、加圧設備の停止に係る運転手順の変更及び酸素濃度計、二酸化炭素濃度計の設置場所が追加となるが、保安規定に記載する自然現象のモニタリング等に係る変更はなく建屋名称の変更のみであるため、「緊急時対策所（指揮所）」の名称を「緊急時対策所（緊急時対策棟内）」へ変更する。

<添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準>

変更前	変更後
<p>3 火山影響等発生時、降雪 防炎課長は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、計画に基づき、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>3.4 手順書の整備 (1)各課長（当直課長を除く。）は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>イ 降下火砕物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタ等の差圧監視、外気取入ダンプの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機開閉器室の閉回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。 防炎課長は、換気空調系の停止による緊急時対策所（<b>指揮所</b>）内への降下火砕物の侵入防止を実施する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>キ 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 緊急時対策本部は、火山影響等発生時において、必要な数の要員を取容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するため、換気空調系の停止及び居住性確保に必要な扉の開放を確認することにより緊急時対策所（<b>指揮所</b>）の居住性を確保する。換気空調系停止中は、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を監視する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>3 火山影響等発生時、降雪 防炎課長は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、計画に基づき、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>3.4 手順書の整備 (1)各課長（当直課長を除く。）は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>イ 降下火砕物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタ等の差圧監視、外気取入ダンプの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機開閉器室の閉回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。 防炎課長は、換気空調系の停止による緊急時対策所（<b>緊急時対策棟内</b>）内への降下火砕物の侵入防止を実施する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>キ 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 緊急時対策本部は、火山影響等発生時において、必要な数の要員を取容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するため、換気空調系の停止及び居住性確保に必要な扉の開放を確認することにより緊急時対策所（<b>緊急時対策棟内</b>）の居住性を確保する。換気空調系停止中は、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を監視する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>

(2) 川内原子力発電所原子炉施設保安規定の変更内容について (4/6)

申請箇所

変更申請箇所の代表例を以下に示す。

・添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準

緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に伴い、保安規定に記載する重大事故等及び大規模損壊対応に係る変更はなく建屋名称の変更のみであるため、「緊急時対策所（指揮所）」の名称を「緊急時対策所（緊急時対策棟内）」へ変更する。

<添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準（1/2）>

変更前	変更後
<p>1 重大事故等対策</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>1.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>ア 防災課長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者などを規定文書に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(イ) 実施組織の班構成及び必要な役割分担は、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>c 安全管理班は、発電所及びその周辺（周辺海域）における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握、災害対策活動に従事する緊急時対策本部要員の被ばく管理、放射線管理上の立入制限区域の設定管理、中央制御室及び緊急時対策所（<b>指揮所</b>）におけるチェンジングエリア設置を行う。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p>	<p>1 重大事故等対策</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>1.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>ア 防災課長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者などを規定文書に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(イ) 実施組織の班構成及び必要な役割分担は、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>c 安全管理班は、発電所及びその周辺（周辺海域）における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握、災害対策活動に従事する緊急時対策本部要員の被ばく管理、放射線管理上の立入制限区域の設定管理、中央制御室及び緊急時対策所（<b>緊急時対策棟内</b>）におけるチェンジングエリア設置を行う。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p>

## (2) 川内原子力発電所原子炉施設保安規定の変更内容について (5/6)

### <添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準(2/2)>

変更前	変更後
<p style="text-align: right;">表-18</p> <p>操作手順</p> <p>18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等(緊急時対策所(指揮所))</p> <p>① 方針目的</p> <p>緊急時対策所(指揮所)に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員が緊急時対策所(指揮所)にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡を行う必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するために必要な居住性の確保、必要な指示及び通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p><b>居住性の確保</b></p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所非常用空気浄化設備による放射性物質の侵入低減、緊急時対策所空気加圧設備による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所(指揮所)の居住性を確保する。</p> <p>1 緊急時対策所(指揮所)立上げの手順</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所(指揮所)を使用し、緊急時対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所(指揮所)を立上げる。</p> <p>(1) 緊急時対策所非常用空気浄化設備運転手順</p> <p>緊急時対策本部は、居住性確保に必要な扉の閉止を行った後、緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動し、放射性物質の侵入を低減する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動する。</p> <p>(2) 緊急時対策所加圧設備による空気供給準備手順</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所加圧設備の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替の準備を行う。</p> <p>(3) 緊急時対策所(指揮所)内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所(指揮所)の居住性確保の観点から、緊急時対策所(指揮所)内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。</p> <p>2 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生時の手順</p> <p>緊急時対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、緊急時対策所(指揮所)内へ緊急時対策所エリアモニタを設置し、放射線量の測定を開始する。</p>	<p style="text-align: right;">表-18</p> <p>操作手順</p> <p>18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等(緊急時対策所(緊急時対策棟内))</p> <p>① 方針目的</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員が緊急時対策所(緊急時対策棟内)にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡を行う必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するために必要な居住性の確保、必要な指示及び通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p><b>居住性の確保</b></p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所非常用空気浄化設備による放射性物質の侵入低減、緊急時対策所空気加圧設備による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所(緊急時対策棟内)の居住性を確保する。</p> <p>1 緊急時対策所(緊急時対策棟内)立上げの手順</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)を使用し、緊急時対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所(緊急時対策棟内)を立上げる。</p> <p>(1) 緊急時対策所非常用空気浄化設備運転手順</p> <p>緊急時対策本部は、居住性確保に必要な扉の閉止を行った後、緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動し、放射性物質の侵入を低減する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動する。</p> <p>(2) 緊急時対策所加圧設備による空気供給準備手順</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所加圧設備の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替の準備を行う。</p> <p>(3) 緊急時対策所(緊急時対策棟内)内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の居住性確保の観点から、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。</p> <p>2 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生時の手順</p> <p>緊急時対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内へ緊急時対策所エリアモニタを設置し、放射線量の測定を開始する。</p>

(2) 川内原子力発電所原子炉施設保安規定の変更内容について (6/6)

以下に示す附則のとおり、緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に伴う変更に係る規定については、使用前確認終了日以降に適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規定は、20XX年XX月XX日から施行する。

→施行期日は、認可から10日以内を記載する。

<中略>

3 緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に伴う変更に係る規定については、緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に係る使用前確認終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。

今後の審査対応等スケジュールを以下に示す。

	2022年度												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
主要 工程	▼4/11 変更認可申請 ▼5/13 ヒアリング ▼5/24 ヒアリング ▽認可&施行(予定) ▽保安規定適用開始												

- 緊急時対策所に係る設置変更許可申請及び設工認申請において定めた緊急時対策所（指揮所）と緊急時対策所（緊急時対策棟内）について以下に示す。

項 目	緊急時対策所（指揮所）	緊急時対策所（緊急時対策棟内）
概要図		
区 画	① 本部・執務エリア ② ミーティングエリア ③ 多目的エリア	① 本部・執務エリア ② ミーティングエリア ③ 多目的エリア ④ 休憩室